

だい 4 き よこ はま し しょう がい しゃ
第 4 期 横 浜 市 障 害 者 プ ラ ン

そ ざん こっ じ
素 案 骨 子

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
第II章	横浜市における障害福祉の現状	3
	横浜市の各障害手帳統計の推移	3
第III章	第4期プランの基本目標とテーマ	7
1	第4期プランの取組の方向性	7
2	各テーマ	9
	様々な生活の場面を支えるもの	9
	生活の場面1 住む、そして暮らす	10
	生活の場面2 安全・安心	12
	生活の場面3 学び・育む	13
	生活の場面4 働く・楽しむ	14
第IV章	障害のある人を地域で支える基盤の整備	16
1	地域生活支援拠点機能	
	機能1 相談	16
	機能2 緊急時の受入れ・対応	17
	機能3 体験の場・機会の提供	17
	機能4 専門人材の確保・育成	18
	機能5 地域の体制づくり	18
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	19
第V章	PDCAサイクルによる計画の見直し	20

1 計画策定の趣旨

横浜市では、障害施策に係わる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下「プラン」といいます。)を、平成16年度に策定しました。その後、21年度に「第2期」、27年度に「第3期」を策定し、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進してきました。

このプランは、次の三つの法定計画の性質を持つ計画です。一つ目は、障害者基本法に基づく、障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」です。二つ目は、障害者総合支援法に基づき、障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害福祉計画」です。三つ目は、児童福祉法に基づく、障害児福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め、その円滑な実施の確保を進めていくことを定める「障害児福祉計画」です。

第4期プランにおいても、引き続き、横浜市における施策と、国で定める障害福祉サービスの連携を図っていく必要があることから、この三つの計画を一体的に策定していきます。

障害のあるなしに係わらず、全ての市民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことの出来るまちを実現していくことが必要です。

そのため、第4期プランでは、「障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げました。また、基本目標の実現に向け必要な7つの視点を設定し、本市における障害福祉施策を着実に進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 計画期間

第3期のプランは、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6年間を計画期間として策定しました。

また、平成30年度(2018年度)の中間期には、「障害福祉計画」部分について、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づく見直しのほか、児童福祉法の改正に伴う「障害児福祉計画」の一体的策定を行うとともに、プラン全体の振り返りと後期3年間の方向性をまとめた改定版を策定しました。

第4期についても、第3期と同じく、中・長期的なビジョンをもって施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定していきます。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画部分については、3年後に見直しを実施します。そのほかにも、プランの進行管理、進捗について、適宜、評価を行い、当該施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間等の見直しを実施します。

社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に、柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	平成27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
名称	第3期横浜市障害者プラン						第4期横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)						障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)					
	障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害福祉計画			障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害福祉計画		
				障害児福祉計画			障害児福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害児福祉計画		

見直し

見直し

(2) 他計画との関係性

本市では、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、よこはま地域包括ケア計画（横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）（老人福祉法及び介護保険法）、健康横浜21（健康増進法）、横浜市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法）、横浜市住生活基本計画（住生活基本法）、横浜市教育振興基本計画（教育基本法）があります。これに加えて、本市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

また、横浜市地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び公的機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。

このように、障害のあるなしに係わらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、様々な取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性、連続性といった視点で捉え、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。

施策の展開にあたっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果があがってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視していきます。

1 横浜市の各障害手帳統計の推移

(1) 横浜市の障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳(身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)・精神障害者保健福祉手帳)の平成31年3月末時点での所持者数の合計は、約16万7千人(横浜市全体人口比で4.47%)となっています。

26年は、約14万9千人でしたので、現在までに、約1万8千人増加したということになります(増加率約12.1%)。表1からも年々取得者数が伸びていることが分かります。

また、表2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年2.2%から2.4%程度を推移しており、横浜市人口の増加率と比べても増加率が大きいことから、障害者手帳を所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も社会の高齢化等と相まって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

(3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様)(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
横浜市人口	3,702,093	3,712,170	3,725,042	3,728,124	3,731,706	3,741,317
身体障害者	98,706	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515
知的障害者	24,171	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822
精神障害者	26,475	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901
手帳所持者全体	149,352	152,852	156,136	159,563	163,348	167,238
横浜市人口における障害者手帳所持者数割合	4.03%	4.12%	4.1%	4.28%	4.38%	4.47%

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較

(人)

	26~27年	27~28年	28~29年	29~30年	30~31年
横浜市人口増加数	10,077	12,872	3,082	3,582	9,611
(増加率)	(0.27%)	(0.35%)	(0.08%)	(0.10%)	(0.26%)
手帳所持者の増加数	3,500	3,284	3,427	3,785	3,890
(増加率)	(2.34%)	(2.15%)	(2.19%)	(2.37%)	(2.38%)

(2) 障害別の状況

ア 身体障害者手帳

身体障害については、各障害状況別に内訳を見てみると、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。

表3で見られるように、各障害の人数は、横ばいに推移していますが、内部機能障害については、増加しています。

また、表4から見られるように、18歳未満及び18歳から65歳未満の人数が横ばいとなっているのに対して、65歳以上の人数は、年々増加しています。

表3 身体障害者手帳 障害状況推移 各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
視覚障害	6,435	6,447	6,397	6,370	6,349	6,397
聴覚・平衡機能障害	8,321	8,452	8,585	8,643	8,706	8,842
音声・言語 ・そしゃく機能障害	964	982	993	979	995	1,021
肢体不自由	52,813	52,284	51,420	50,669	49,700	48,893
内部障害	30,173	30,955	31,804	32,695	33,611	34,362
計	98,706	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515

表4 身体障害者手帳所持者数 年齢別推移 各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
18歳未満	2,469	2,426	2,428	2,397	2,377	2,360
18～65歳未満	29,509	28,823	28,193	27,903	27,638	27,542
65歳以上	66,728	67,871	68,578	69,056	69,346	69,613
計	98,706	99,120	99,199	99,356	99,361	99,515
全体における 65歳以上の割合	67.6%	68.5%	69.1%	69.5%	69.8%	70.0%

イ 愛の手帳(療育手帳)

知的障害については、表5から見られるように、平成31年3月末時点では、26年と比べ、7千人増えています。中でも、B2の手帳を所持している方が、約4千人増加し、全体の増加数の約6割を占めています。

また、表6の年齢別推移からは、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表5 愛の手帳 障害程度別推移

各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
A1	4,775	4,908	4,995	5,087	5,209	5,340
A2	4,706	4,799	4,923	5,040	5,140	5,222
B1	5,366	5,646	5,843	6,009	6,296	6,556
B2	9,324	10,094	10,951	11,822	12,764	13,704
計	24,171	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822

※参考 A1…IQ20以下、A2…IQ21～35、B1…IQ36～50、B2…IQ51～75

表6 愛の手帳所持者数の年齢別推移

各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
18歳未満	9,172 (37.9%)	9,646 (37.9%)	10,141 (38.0%)	10,612 (38.0%)	11,237 (38.2%)	11,809 (38.3%)
18～65歳未満	14,312 (59.2%)	15,058 (59.2%)	15,746 (58.9%)	16,485 (59.0%)	17,261 (58.7%)	18,033 (58.5%)
65歳以上	687 (2.8%)	743 (2.9%)	825 (3.1%)	861 (3.1%)	911 (3.1%)	980 (3.2%)
計	24,171	25,447	26,712	27,958	29,409	30,822

ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間でもっとも増加してきているのが、精神障害です。表7から見られるように、平成31年3月末時点では、26年と比べ、1万人増えており、特に2級が約6千人増加しています(増加率約40.0%)。

また、表8の年齢別の手帳所持者数の推移を見てみると、20歳未満、20歳から65歳、65歳以上の各年代で増加傾向にあり、特に20歳～65歳未満の所持者数が大きく増加しています。

表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
1級	2,870	2,994	3,118	3,308	3,457	3,673
2級	14,497	15,477	16,623	17,844	19,313	20,731
3級	9,108	9,814	10,484	11,097	11,808	12,497
計	26,475	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901

表8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移

各年3月末時点(人)

	26年	27年	28年	29年	30年	31年
20歳未満	493 (1.9%)	596 (2.1%)	727 (2.4%)	869 (2.7%)	1,021 (3.0%)	1,150 (3.1%)
20～65歳未満	22,355 (84.4%)	23,682 (83.7%)	25,126 (83.1%)	26,666 (82.7%)	28,523 (82.5%)	30,428 (82.5%)
65歳以上	3,627 (13.7%)	4,007 (14.2%)	4,372 (14.5%)	4,714 (14.6%)	5,034 (14.6%)	5,323 (14.4%)
計	26,475	28,285	30,225	32,249	34,578	36,901

※ 精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20歳未満としています。

第Ⅲ章 第4期プランの基本目標とテーマ

1 第4期プランの取組の方向性

第4期プランは、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重されることを前提に、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、自らの意思で自分らしく生きることが出来るまちを実現していくことを基本目標として設定します。
また、第3期プランの「障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組み」を継承し、日常生活を支える「4つの生活の場面とそれらを支えるもの」に整理した構成とします。

「第3期プランの振り返り」

テーマ1: 出会う・つながる・助け合う
「障害のある人となない人の相互理解と、日常から災害等の緊急時まで支え合うことができるまち」を目指し、障害者週間を中心とした普及・啓発イベントや、防災訓練での出前講座等の実施、基幹相談支援センターの設置等による相談支援システムの強化、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ通知文書の点字化等情報保障の取組等を推進しました。一方で、障害理解の更な
テーマ2: 住む、そして暮らす
「自ら住まいの場を選択し、住み慣れた地域で安心して暮らし・生活し続けられるまち」を目指し、親亡き後の暮らしを支える後見制の支援制度の全区展開や、行動障害のある方を支えるための支援力向上研修の開催、グループホームの設置のほか、地域生活支援拠点機能の全区での整備等を推進しました。
テーマ3: 毎日を安心して健やかに過ごす
「毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、共に生きていくことができるまち」を目指し、障害特性等を理解し、適切な医療を提供できるよう知的障害者専門外来を5病院で開設し、医療的ケア児・者等の関連分野の支援を調整するコーディネート、公共交通機関・学校のバリアフリー化や、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた各取組等を推進しました。
テーマ4: いきる力を学び、育む
「乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、生きる力を身に付けていくことができるまち」を目指し、地域療育センターの初診待機期間短縮に向けた取組の実施や、教育環境の充実のほか、障害福祉人材確保に向けたPR動画の制作・公共交通機関での一斉放映等を行いました。
テーマ5: 働く・活動する・余暇を楽しむ
「一人ひとりの適正な希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち」を目指し、就労支援センター等を中心とした就労支援の促進・定着支援や、障害者施設と企業のコーディネートを担うよこはま障害者共同受注総合センターの開設、移動情報センターの全区展開、ラポール上大岡の整備等を行いました。

「今後の取り組むべき障害福祉施策の課題等」

課題①: 生活を支える環境整備の充実
障害に対する周囲の理解や配慮を進めるためには、互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくりが必要です。また、各相談先については、機能の整理や連携等さらなる充実を求める声があります。さらに、労働人口減少の中、必要な福祉サービスを適切に提供するための人材の確保・育成が求められています。
課題②: 住まい・暮らしの充実
住み慣れた地域での暮らしや、グループホームでの暮らし、高齢化・重度化への対応、退院後や施設からの地域移行など、本人の希望や状態等に応じた多様なニーズに応えられるよう、住まい・暮らしに関する支援の充実や環境整備が求められています。
課題③: 安心・安全に暮らせる生活環境の充実
医療受診環境の向上や、障害特性を踏まえた心身の健康対策等をライフステージに応じて推進するため、医療・福祉・教育関係者の連携強化が必要です。また、災害時には、要援護者への必要な配慮が行われるよう環境整備を進めるほか、自助・共助の仕組みの構築や公助の役割を明確化する必要があります。
課題④: 療育・教育の充実
発達障害児の増加、障害の重度化・多様化を踏まえ、様々なニーズに対応できるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実や関係機関の連携、教職員の専門性や教育環境、教育活動の更なる充実が求められています。
課題⑤: 自分らしく過ごすための環境の充実
社会と関わりながら様々な形で過ごすため、就労支援センターを中心とした、就労支援の促進や工賃の向上等のほか、生活介護事業所の設置等、希望や状態に合った日中活動場所の設置促進、障害者スポーツ・文化活動のさらなる充実が求められています。

第4期プラン基本目標

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることが出来るまちヨコハマを目指す

基本目標の実現に向けて必要な視点

- 1 障害のある人個人の尊重と人権の保障の視点
- 2 障害状況やライフステージに合わせたニーズを捉えていく視点
- 3 将来にわたるあんしん施策を踏まえた視点
- 4 親なき後の安心と、親あるうちからの自立につなげていく視点
- 5 障害のある人すべてが生きがいを実感できるようにしていく視点
- 6 障害理解を進め、社会の変容を促していく視点
- 7 サービス提供体制を持続可能にしていく視点

4つの生活の場面とそれらを支えるもの

様々な生活の場面を支えるもの			
分野	今後の方向性	分野	今後の方向性
普及啓発	互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり 障害に対する正しい理解促進 学齢期への重点的な普及啓発	権利擁護	虐待防止の取組の浸透 成年後見制度の利用促進 障害者差別解消法に基づく取組
人材確保・育成	障害福祉人材の確保と育成 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討	相談支援	情報保障の取組 相談支援の充実
生活の場面1 住む・暮らす			
住まい	障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築	移動支援	多様なニーズに合わせた移動支援の充実
暮らし	地域での生活を支える仕組みの充実 本人の生活力を引き出す支援の充実	まちづくり	福祉のまちづくりの推進
生活の場面2 安心・安全			
健康・医療	障害者も参加しやすい保健施策の検討 医療環境の充実 救急医療体制の充実	防災・減災	災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透
生活の場面3 学ぶ・育む			
療育	障害児の発達段階に応じた支援の充実	教育	療育と教育の連携による切れ目のない支援 教育環境・教育活動の充実 教育から就労への支援
生活の場面4 働く・楽しむ			
就労	一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実	日中活動	日中活動場所の選択肢の充実
	幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実	スポーツ	地域でのつながりと広がりの促進
	多様な働き方や障害者就労に対する理解促進	文化芸術	スポーツ活動の推進 文化芸術活動の推進

2 各テーマ

様々な生活を支えるもの

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・障害者の問題は千差万別。障害全体だけではなく、個別の障害特性についても理解してほしい。
- ・小学校の車いす体験教室で、子どもたちが車いすのを知ることができた。そういった体験を色々やるのもいい。
- ・人員不足は色々なところで言われており、募集もしているが応募が少ない。
- ・計画相談は、利用者と相談支援事業者と行政との温度差がある。相談支援事業者へのフォローが必要。

(1) 普及啓発

◇ 取組の方向性

■ 互いの存在に気づき、身近に感じる仕組みづくり

12月3日から9日までの「障害者週間」等をきっかけとして、障害のある人の存在に気づき、身近に感じる仕組みづくりを進めていきます。

■ 障害に対する正しい理解促進

障害に対する正しい理解促進のため、各種媒体や様々な機会を通じて疾病や障害の情報を発信するとともに、当事者や家族、障害福祉関係団体等による普及・啓発活動への支援等を進めていきます。

■ 学齢期への重点的な普及啓発

共生社会の実現に向け、学齢期から障害児・者とともに取り組む様々な活動や体験等の機会を通して、児童・生徒や、その保護者の障害理解を進めていきます。

(2) 人材確保・育成

◇ 取組の方向性

■ 障害福祉人材の確保と育成

障害福祉人材の確保・育成を旨とし、民間事業者等関係機関との協働による事業の展開や障害特性に応じた支援のための研修などを検討・実施していきます。

■ 業務効率化に向けたロボット・AI・ICT等の導入検討

業務効率化や現場における介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット・AI・ICT等の導入の検討を行っていきます。

(3) 権利擁護

◇ 取組の方向性

■ 虐待防止の取組の浸透

市民向けの広報を行うとともに、障害福祉サービス事業者を対象とした研修等を実施し、虐待防止の取組の浸透を図っていきます。

■ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度をより利用しやすくなるよう、権利擁護支援・後見制度利用促進機能の強化を進めていきます。

■ 障害者差別解消法に基づく取組

障害を理由とする差別の解消に向け、障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を充実させるとともに、引き続き周知を図ります。

■ 情報保障の取組

視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等への情報提供について定めた、行政情報発信のルール化を徹底するとともに、必要な配慮について検討を行っていきます。

(4) 相談支援

◇ 取組の方向性

■ 相談支援の充実

地域生活支援拠点の「相談機能」の充実を図るとともに、相談支援機関の連携強化や相談支援システムの整理、相談支援従事者の人材育成や当事者による相談の活用促進を進め、相談支援の充実を図っていきます。

生活の場面1:住む・暮らす

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・地域の中で暮らしの中の相談ごとや子供の居場所や医療のことも近場で済めばいいと思う。
- ・一人暮らしするときは、ヘルパーを使いながら個人の時間を大切にしたい。
- ・大学内では、ボランティアが受けられず、親に頼らなければならない。
- ・障害者が親の介護をする立場になったときに、どのように見ていけばいいのか。
- ・それぞれの障害に対応した老人ホームがほしい。
- ・ベビーカーやお年寄りにも優しいフラットな道がよい。数年かけて対応してほしい。
- ・行きたかった学校が、バリアフリーではなかったので、通えなかった。

(1)住まい

◇ 取組の方向性

■ 障害状況に合わせた住まいの選択肢の充実

障害のある人の希望や状況に合わせた多様なニーズに応えられるよう、多様な形態の住まいの構築を進めていきます。

■ 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

今後も引き続き増加傾向が見込まれる高齢化・重度化を踏まえ、ニーズに対応したグループホームの整備や、在宅生活を支えるバリアフリー改修等を通じて、安心できる住まいの構築を進めていきます。

(2)暮らし

◇ 取組の方向性

■ 地域での生活を支える仕組みの構築

障害福祉に関わる社会資源をもとに、既存のサービスを整理していくことで、地域で安心して暮らすことができる体制づくりを目指します。

■ 本人の生活力を引き出す支援の充実

障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

(3)移動支援

◇ 取組の方向性

■ 多様なニーズに合わせた移動支援の充実

移動情報センターの運営や、ガイドヘルパー等担い手の発掘・育成の強化等を通じ、一人ひとりのニーズに合った移動支援の充実に向けた取組を進めていきます。

(4)まちづくり

◇ 取組の方向性

■ 福祉のまちづくりの推進

市民・事業者・行政の3者が一体となって、誰もが安全に安心してまちを移動し、様々な施設を利用できる環境をハード及びソフトの両面から整備するなど、福祉のまちづくりをさらに推進していきます。

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・一般の小児科は16歳以上は内科に行ってもらいたいと言われるが、障害を理解する病院がなかなか見つからない。
- ・地域の医療機関の方々に、もう少し重症心身障害児・者の生活の実態を知ってもらいたい。
- ・災害時の文字情報がほしい。
- ・障害のある人が、災害発生時どのように行動したらよいか分かるマニュアルがほしい。

(1)健康・医療

◇ 取組の方向性

■ 障害者も参加しやすい健康づくり施策の検討

障害者に必要な体力づくりやリハビリテーションが地域で行えるよう、人材育成も含めた環境の整備を進めます。また、健康増進の基本要素となる、歯・口腔や食生活等の分野について、障害のある人も取り組みやすい施策を健康増進計画と連動させながら検討・推進します。

■ 医療環境の充実

あらゆる障害のある人に、適切な医療を提供できるよう、難病患者への支援の充実や、医療機関・医療従事者に対する障害特性への理解を深める研修、ネットワーク化等を通じて、医療環境の充実を進めます。

■ 救急医療体制の充実

土曜日・日曜日・祝日などの病院が救急医療体制を取ることが困難な日及び時間帯における受入病床を確保し、救急医療体制が充実されるよう努めます。

(2)防災・減災

◇ 取組の方向性

■ 災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透

災害発生時に、情報保障など、障害特性に応じた必要な配慮が行われるよう環境整備を進めるほか、自助・共助の仕組みの構築や、公助の役割の明確化等を進めていきます。

生活の場面3:学ぶ・育む

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・速やかに地域療育センターのサービスを利用したい。
- ・専門的なアドバイス及びマネジメントにより、効果的な療育を受けたい。
- ・学校でも障害理解について授業をしてほしい。
- ・障害の有無に関係なく、一緒に勉強したり活動したりできる場の提供を。

(1)療育

◇ 取組の方向性

■ 障害児の発達段階に応じた支援の充実

軽度な知的障害児や知的に遅れのない発達障害児の増加、ニーズの多様化等の時代の変化に対応し、障害児がそれぞれの発達段階で、適切な支援につながるができるよう、支援の充実や、サービスの質の向上に取り組めます。また、障害児に日頃接している保護者に対する支援のあり方についても検討を行います。

(2)教育

◇ 取組の方向性

■ 療育と教育の連携による切れ目のない支援

引き続き、地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施など、療育と教育の連携による切れ目のない一貫した支援を目指します。

■ 教育環境・教育活動の充実

第3期横浜市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもにあらゆる教育の場で、一貫した支援、適切な指導支援や必要な合理的配慮を提供するとともに、全ての教職員が特別支援教育に対して理解を深め、校内支援体制の充実を図ります。

■ 教育から就労への支援

第3期プランに引き続き、第4期プランにおいても特別支援学校等と就労支援機関の連携強化を図り、就労支援・職場定着支援の充実を進めていきます。

生活の場面4：働く・楽しむ

《当事者・関係者からの主な意見》

- ・仕事をして給与を得て、一人暮らし等やりたいことを実現したい。
- ・職場の障害理解が進んでほしい。
- ・作業を通じて給料(工賃)をもらうことは大きな喜び。
- ・多くの人が働けるよう、様々な仕事があるといい。
- ・卒業後の日中活動を保障してくれたら安心する。
- ・ラポールに通い始めて身体を動かす機会が増えた。

(1) 就労

◇ 取組の方向性

■ 一般就労の促進と雇用後の定着支援の充実

多様化する就労ニーズや生活面での支援も含めた定着支援、障害者雇用の広がりや踏み出した企業支援の充実など、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら障害者の就労を支えます。

■ 幅広い仕事や工賃の向上による生活の充実

働く人それぞれの働きがいを引き出せるよう、共同受注窓口等を通じた企業等からの様々な仕事のあっせん、障害者優先調達推進法に基づいた行政機関からの発注を促進します。また、様々な発注ニーズに対応できるように事業所のスキルを高めるなど、受発注双方の底上げを行うことで、工賃の向上を図ります。

■ 多様な働き方や障害者就労に対する理解促進

様々な業種や勤務形態など、多様化する働き方について、市民や企業の方に向けて、シンポジウムやセミナー等を通じて広く紹介します。また、ふれあいショップ等の就労啓発拠点を通じて、障害者就労に対する理解促進を図ります。

(2) 日中活動

◇ 取組の方向性

■ 日中活動場所の選択肢の充実

障害者本人が希望する活動場所を選択できる方法や、医療的ケア等専門的な支援が必要な人への支援方法について検討を行い、日中活動場所の選択肢の充実を進めていきます。

■ 地域でのつながりと広がりの促進

障害のある人が日中活動で地域に出たり、地域行事や施設のイベント等で障害のない人と一緒になって活動したりすることで、地域とつながり、互いに良い影響を与える相乗効果を広げていきます。

(3) スポーツ・文化芸術

◇ 取組の方向性

スポーツや文化芸術活動を楽しみたいと思う誰もが活動に参加できるよう環境を整えていきます。引き続き、地域の様々な団体や施設等と連携し、さらなる活動の場の充実に取り組んでいきます。

また、スポーツや文化芸術活動を通じて、様々な人との交流を深めることが出来る機会の充実を図ります。

■ スポーツ活動の推進

市内2か所の障害者スポーツ文化センターを中核拠点として、地域の様々な団体や施設等で、障害者スポーツの取組が行われるよう積極的に働き掛け、障害者スポーツの場の充実や支える人材の育成に取り組みます。

■ 文化芸術活動の推進

2020年まで開催した『ヨコハマ・パラトリエンナーレ』の取組を生かし、障害のある人とない人の協働によるクリエイティブな活動の場の創出等に引き続き取り組むとともに、障害のある人が身近な場所で文化芸術活動に親しめる環境づくりを進めます。

第IV章 障害のある人を地域で支える基盤の整備

第三章では、様々な事業を「障害児・者が日常生活を送るうえでの視点に立った枠組み」に沿って取り上げました。一方で、複合的で多面的な地域課題が表面化する中で、障害のある人を地域全体で支えていくには、個々の事業による支援だけでは十分とは言えません。地域社会の中で基盤となる仕組みを構築し、行政や関係機関、地域住民など多くの担い手が対話・協議を行い、様々な事業・施策・取組が連携することで、基盤を整備・強化していくことが重要です。

そうした基盤として、国は「地域生活支援拠点機能」と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の二つの仕組みを推進することとしており、本市としても積極的に取り組んでいます。なお、この二つは内容に重複する部分が多いため、一体的に検討していく必要があります。

1 地域生活支援拠点機能

地域生活支援拠点機能は、障害のある人を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的として、5つの居住支援機能で構成するものです。横浜市では、障害福祉サービス事業所だけでなく、地域の全員を担い手として捉え、既存の社会資源を有機的につなぐネットワーク型の整備を進めています。

令和2年度には、区福祉保健センター、横浜市基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」といいます。）、横浜市精神障害者生活支援センターの3機関一体の運営によって5つの居住支援機能すべてを稼働し始めました。将来的には、区自立支援協議会を基盤とした関係機関の連携によるネットワーク構築、障害分野を超えた多様な社会資源とのつながりを進めていきます。そのためには、一つひとつの事業を進めるのではなく、様々な事業・社会資源をつなぎ、連携していく必要があります。

機能1：相談

【将来像】

必要な人すべてを相談支援事業所につなげることができていて、緊急時に必要な情報を関係者・関係機関が適切に共有するなどの予防的な取組が展開されています。また、地域での障害理解が進み、地域での緩やかな見守りが機能しています。

【取組】

各区自立支援協議会、研修、集団指導など様々な場を活用し、相談支援機関に対し、緊急時のリスク把握や事前の備えの必要性と、各機関が地域生活支援拠点の担い手だという認識を持てるよう働きかけます。そして、相談支援機関や障害のある人本人に対して、予め緊急事態を想定し、その予防とスムーズな対応を計画する「緊急時予防・対応プラン」の作成などを促し、3機関で共有することで、緊急時の支援が見込めない世帯を把握します。

また、緊急事態が発生しないための予防や、緊急事態を想定した支援体制を整えるため、相談支援機関同士の情報提供方法や考え方を整理し、共有します。

機能2: 緊急時の受入れ・対応

【将来像】

本市の拠点施設である18か所の社会福祉法人型横浜市障害地域活動ホーム(以下「社会福祉法人型地活ホーム」といいます。)及び23か所の機能強化型障害者地域活動ホーム(以下「機能強化型地活ホーム」といいます。)において、相互連携の下、他に受入れ先がない方の利用が促進され、緊急時の受入れにも対応できています。また、短期入所事業所等も含め、それぞれの施設の特性に応じた役割分担の下で、レスパイトや計画的な利用だけでなく、緊急時の利用にも対応できる状態になっています。

【取組】

各事業所に対して、地域生活支援拠点の担い手との認識のもと、各短期入所事業所の施設種別(入所、通所、病院、診療所等)に応じた役割を整理し、理解促進及び協力体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児・者、強度行動障害がある人などの受入れ促進、障害支援区分に応じた見直し、社会福祉法人型地活ホームの定期的な評価制度の導入と情報公開、機能強化型地活ホームによるショートステイ又は短期入所の実施場所の確保など、様々な取組について、検討します。

機能3: 体験の場・機会の提供

【将来像】

区自立支援協議会を中心に構築されたネットワークが強固になり、一人ひとりのニーズに合わせた「体験の機会・場」の提供が行われています。相談支援機関からの問合せ窓口である横浜市基幹相談支援センター(以下「基幹相談支援センター」といいます。)では、随時「体験の場・機会」の情報が更新され、グループホームや日中活動系サービス事業所の情報を常に確認できる状態になっています。

また、障害のある人が、適切なアセスメントや訓練等を利用して、様々な暮らしの場や目指す生活を広い選択肢の中から自分自身で選べます。一人暮らしを希望したときも、障害を理由に入居を断られることはなく、地域移行や一人暮らしが実現できます。

【取組】

相談支援機関や基幹相談支援センターでの相談内容等を活用したニーズ把握を行い、様々な住まいの場や生活環境を変える社会資源の活用・拡充・開発、体験の場・機会を提供しやすくする仕組み、事業所情報の収集・提供の働きかけや手法を検討します。

また、居住支援協議会を通じて、不動産事業者及び賃貸住宅のオーナー等に対し、サポート体制の構築、障害理解を促進する研修、障害のある人の入居を拒まない住宅の戸数増への働きかけ等を進めます。

機能4: 専門人材の確保・育成

【将来像】

区域では、区自立支援協議会での取組により、人材育成、サービス水準の向上・標準化ができています。また、市域、区域での人材育成の取組を効果的に連動させることにより、発達障害、行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアなど様々な分野において専門性の高い支援ができる人材が育成できています。

【取組】

市域と区域の研修が効果的に連動するよう、体系的な整理を行うとともに、区域での人材育成を担える人材を市域で育成し、区自立支援協議会が人材育成の場として更に機能するようにしていきます。

また、研修に参加できない人に対する人材育成手法や、二次相談支援機関のコンサルテーション機能の拡充及び効果的な運用方法などを検討します。

機能5: 地域の体制づくり

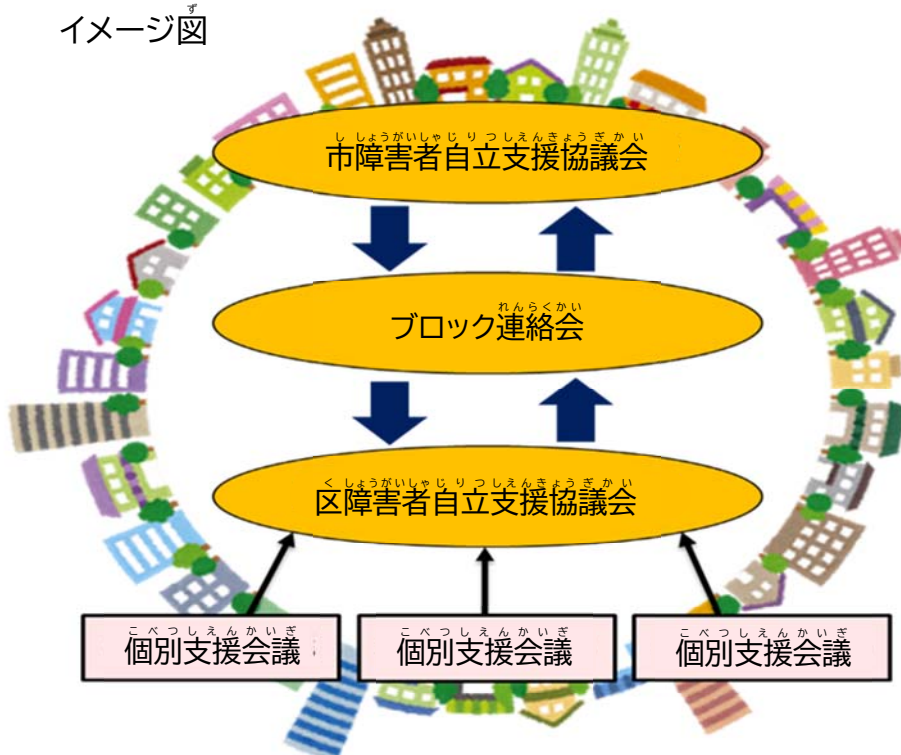
【将来像】

区障害者自立支援協議会、ブロック連絡会、市自立支援協議会の取組が連携・連動し、障害分野を超えた多様な社会資源が協力することで、障害のある人を地域全体で支える具体的な取組を展開しています。

【取組】

日頃の見守りの担い手にもなる地域住民も含め、障害のある人が地域で安心して暮らすためにそれぞれの立場でできることを具体的に伝えることで、障害分野を超えた多様な方々に協力してもらえる関係づくりを進めます。また、区域での取組や把握された地域課題を全市で共有できる体制を整えていきます。

イメージ図



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が安心して自分らしく生活していくためには、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加・就労、地域の助け合い、普及啓発、教育などを含め、地域全体が理解し支えていけるような仕組みが必要です。

いま地域で生活している人にも、これから地域で生活していく人にも、医療・保健・福祉が一体となって多様なニーズに対応し、「支え手」と「受け手」という関係を超越して一緒に安心して自分らしい生活が送れる仕組みづくりを進めていきます。

(1) 方向性

- ・ 安心して生活を確保するための仕組みづくり
- ・ 本人や家族が安心して相談できるための仕組みづくり
- ・ 入院が長期化することなく、安心して退院できるための仕組みづくり
- ・ 住民への障害理解に関する仕組みづくり
- ・ 支援者の知識や技術向上のための取組
- ・ お互いに支えあえる仕組みづくり

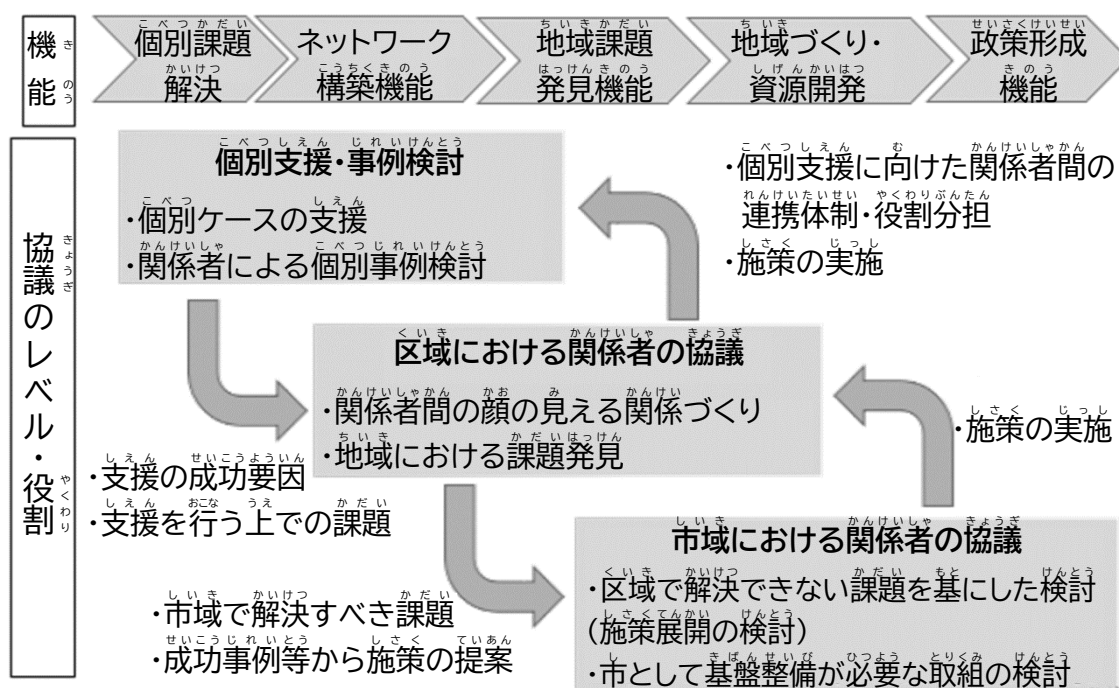
(2) 取組について

安心して自分らしく生活するためには、人口や区の大きさだけではわからない多様で複雑なニーズがあります。そうしたニーズを理解し、地域全体で解決していくため、市と各区に「協議の場」をつくり、解決に向けた取組を推進していきます。

また、個別の支援で得られた地域の課題は、協議の場で共有するとともに、課題解決に向けた取組を検討し、実践していきます。

なお、取組については、進捗状況や新たな課題などを1年ごとに振り返り、それぞれが共有できるように見える化していきます。

「協議の場」の構造



第V章 PDCAサイクルによる計画の見直し

「第4期横浜市障害者プラン」は、令和3年度から8年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の令和6年度には、「横浜市障害福祉計画」及び「横浜市障害児福祉計画」の改定を行う予定のため、それに併せてプラン全体の見直しを行う予定です。

見直しにあたっては、第4期障害者プランの策定過程と同様、障害者やその御家族、支援者等との意見交換やインタビューを行うほか、プランの進捗管理については横浜市障害者施策推進協議会及びその専門委員会である障害者施策検討部会等の議論や、市民向け説明会等の実施により、各施策・事業の評価・検討や、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応するための施策の再構築等を図っていきます。

●計画期間について

年度	平成27年度 (2015年度)	28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	
名称	第3期横浜市障害者プラン					第4期横浜市障害者プラン							
構成	障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)				障害者計画(=施策の方向性及び個別の事業等を定める計画)								
	障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)		障害福祉計画		障害福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害福祉計画					
					障害児福祉計画		障害児福祉計画 (=サービス利用の見込み量等を定める計画)			障害児福祉計画			
	見直し				見直し								

●PDCAサイクルによる見直し

